

# 議決した条例関係議案

## 議員提案による条例制定議案は否決

二月九日の本会議において議員提案による条例制定議案一件と市長から条例制定議案一件及び条例の一部を改正するための議案四件が提出されました。議会では審議の結果、議員提案による条例制定議案は少数の賛成により否決、市長から提案された条例制定議案及び条例の一部を改正するための議案は総員の賛成により可決しました。

議案の内容は次のとおりです。

◎議員等の行政運営に係る要望等の手続に関する条例

本市職員の事務処理に関して議員等から要望を受けた場合に、その要望等の内容を書面に記録し、上司に報告することにより、行政運営の透明性の向上を図ることを目的として必要な事項を定めようとするものです。

議員の改選期を目前にした時期の提案は拙速であること、また、行政の実態を慎重に分析し、市民の意見を取り入れ、議員間での議論を深めた上で条例化すべきとする継続審査の意見と、行政改革のひとつであり、行政運営における透明性の向上や公正性の確保のために早期に条例を制定すべきとする賛成の意見、また、議員は住民代表として住民の諸要求を実現するために努力をしており、住民の意見を行政に反映するなどの住民参加を否定する内容であること、要望等の公正性・公平性の判断基準や実効性を確保するための十分な議論がない中で、四月からの条例施行は議員の改選期が五月

であることから難しいとする反対の意見に分かれましたが採決の結果、少数の賛成により否決しました。

【新たな条例】

◎鎌倉市農業委員会の選任による議会推薦委員の定数に関する条例

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、現行の議会推薦委員定数三人を定数とする条例を新たに制定するものです。

その他の市道路線の廃止・認定議案及び不動産（特別養護老人ホーム用地、稻村ガ崎四丁目）

支給率は一般職員と同様の四・四ヵ月分とするものです。ただし、市長等は当分の間、暫定措置として年間の支給率を三・二五ヵ月分とします。

◎鎌倉市文化財保護条例

五ヵ月分とします。

◎鎌倉市定額資金運用基金条例

六ヵ月分とします。

◎鎌倉市税条例

七ヵ月分とします。

◎鎌倉市子ども家の条例

八ヵ月分とします。

◎鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例

九ヵ月分とします。

◎鎌倉市手数料条例

十ヵ月分とします。

◎鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

十一ヵ月分とします。

条例で定めるものについては、長期継続契約を締結することが可能となつたため、対象となる契約について条例を制定するものであります。

として、小児医療費助成制度の充実を図るために、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

◎鎌倉市国民健康保険条例

正により、国民健康保険法施行令の一部改正が行われたことに伴い、国民健康保険料の算定に限りについての制限事項を同条例に追加するものです。

補助しているのを、少子化対策として、小児医療費助成制度の充実を図るために、就学前までの児童に対する所得制限を撤廃するものです。

条例で定めるものについては、长期継続契約を締結することが可能となつたため、対象となる契約について条例を制定するものであります。

もう一つは、議員定数はいかにありますかは、財政論だけではなく、議会のあり方を含め議論を深めていく必要があること、議員定数の削減は市民の政治への参加の権利が少なくなり、量、質ともに後退することになるが、どちら難しいこと。議員定数をもう少し十分な審査を行うとともに後退することになるが、議員定数を削減するという方向性について理解するが、削減の基準や考え方を整理するためには議論をしないこと。などの理由から、時間が必要であり、現行の二十八名から二十名に削減し、市政刷新の範を垂れることが必要であり、今春四月に実施される市議員選挙から適用してほしいといふのです。

補正の内容は歳入歳出いずれこのと同様の状態にすること。も五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎下水道事業特別会計

次とのおりです。

◎鎌倉市定額資金運用基金条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市税条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市手数料条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市税条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市手数料条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市税条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市手数料条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市税条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市手数料条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市税条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市手数料条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市税条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市手数料条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市税条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、補正後の総額は六百七億五千九百七十万円となります。

※議案の撤回：議会に提出された議案を、当初から提出しなかつたのと同様の状態にすること。

撤回しようとする場合は、議会の承認が必要です。

◎鎌倉市手数料条例

各特別会計の補正後の総額はも五億一千八百八十万円を追加するもので、